令和　　年　　月　　日

　中国運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

ＴＥＬ

ＦＡＸ

メールアドレス

人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書

　下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業を開始しますので、海上運送法第２０条第２項及び同法施行規則第２２条の規定により届出します。

１．住所及び氏名

　　　住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

２．使用船舶の明細（第一号様式による）その他開始しようとする事業の概要

　（１）使用船舶

　　　　　　　　　隻（別添使用船舶明細書のとおり）

　（２）事業の概要

　　※旅客船（旅客定員１３人以上）を使用する場合

※非旅客船を使用する場合

３．事業開始の年月日

令和　　年　　月　　日（予定）

４．特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

**【記載例】**

令和○○年○○月○○日

中国運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　広島県広島市中区上八丁堀６－３０

氏名又は名称　　株式会社　国土交通

代表者の氏名　代表取締役社長　中国　太郎

ＴＥＬ　　　　　082-228-××××

ＦＡＸ　　　　　082-228-△△△△

メールアドレス　○○○@○○○

人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書

　下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業を開始しますので、海上運送法第２０条第２項及び同法施行規則第２２条の規定により届出します。

１．住所及び氏名

住　　　 所　 広島県広島市中区上八丁堀６－３０

氏名又は名称　株式会社　国土交通

代表者の氏名　代表取締役社長　中国　太郎

２．使用船舶の明細（第一号様式による）その他開始しようとする事業の概要

　（１）使用船舶

　　　　　　　１　隻（別添使用船舶明細書のとおり）

　（２）事業の概要

　　　　　事業内容：港内遊覧

　　※旅客船（旅客定員１３人以上）を使用する場合

・航路の起点、寄港地、終点

　　　　　航路が一定の場合：起点○○港 ～寄港地○○港 ～終点○○港

利用者の意向により行き先が変わる場合：想定される発着場を全て記載

もっぱら一定の海域（水域）を運航する場合：○○港内（別紙水域図のとおり）

・運航日程（運航日程が未定の場合は運航の時季）

　　　　　日程が決まっている場合：平成○年○月○日～○日の３日間

時季を記載する場合：夏季（７月１日～９月３０日）

特段時季が決まっていない場合：通年

・乗合旅客の運送か貸切旅客の運送かの別

　　貸切旅客のみ

※非旅客船を使用する場合

・航路が一定のものにあっては航路の起点、寄港地、終点

　もっぱら一定の海域（水域）において運航するものにあっては、その海域（水域）の

名称

　　　　　航路が一定の場合：起点○○港 ～寄港地○○港 ～終点○○港

もっぱら一定の海域（水域）を運航する場合：瀬戸内海一円、○○港内、

○○市内河川（別紙水域図のとおり）

　　　・運航が特定の時季に限られるものにあってはその運航の時季

　　　　　時季を記載する場合：夏季（７月１日～９月３０日）

特段時季が決まっていない場合：通年

・通勤、通学客か観光客か等主要旅客の概要

　　　　　主要旅客：観光客（貸切り及び乗合）

３．事業開始の年月日

令和○○年○○月○○日（予定）（注）事業開始予定日の30日前までに届出てください。

４．特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

　　　○○株式会社 代表取締役○○○○ 住所○○○○

○○工事作業員（上記事業者の社員）

【添付書類】

１．使用船舶明細書（第１号様式）

２．船舶検査証書（写）

３．船舶検査手帳（写）

４．船客傷害保険証（写）　（※旅客１人当たりの保険金額３，０００万円以上のもの）

　　（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合を除く。）

５．用船契約書等（写）　※自己所有船でない場合のみ

６．航行海域図

　※もっぱら河川において運航する航路であって、運航する水域を特定して届出をする場合は、その水域を明示した水域図を添付すること。（この場合は、特定した水域内で実際に運航する航路を別途報告する必要があります。開始届出と同時に運航する航路を報告する場合は、開始届出書に航路図を添付することで足ります。）

７．海技免状・小型船舶操縦免許証（写）

（使用船舶を操船する者（船長・航海士等）の有効な免状・免許証）

【注意事項】

１．運賃及び料金、運送約款の公示

桟橋、待合所等には利用者が見やすいように掲示し、船内には備え付けて利用者の要求により閲覧できるようにしなければなりません。

２．開始届の内容の変更、事業の廃止

・開始届の内容を変更（船舶の入れ替え、航路の変更、水域の設定等）しようとするとき

　は、変更する日の３０日前までに変更届の提出が必要となります。

※もっぱら河川において運航する航路であって、運航する水域を特定して届出をした場合は、その水域内で実際に運航する航路に関する変更届出は必要ありません。届け出た水域内で運航する航路が決まり次第、速やかに航路図を添えて報告書を提出して下さい。

・事業を廃止したときは、廃止の日から３０日以内に廃止届の提出が必要になります。

３．その他必要事項

上記手続きの他に、事業開始や変更の際には、**安全管理規程設定（変更）届出書、安全統括管理者選任　（解任）届出書、運航管理者選任（解任）届出書が必要**となります。

　（↑担当部署は海上安全環境部、又は各運輸支局・海事事務所の運航労務監理官です。）①　人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書

第一号様式

使用船舶明細書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 船名 |  |  |  |
| 船舶の種類 |  |  |  |
| 船質 |  |  |  |
| 進水年月日 |  |  |  |
| 船舶所有者 |  |  |  |
| 総トン数 |  |  |  |
| 貨物積載容積 |  |  |  |
| 自動車航送に係る自動車積載面積 |  |  |  |
| 旅客定員 |  |  |  |
| 主機の種類 |  |  |  |
| 連続最大出力 |  |  |  |
| 航海速力 |  |  |  |

（注）予備船の船名は、括弧書きとすること。

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日中国運輸局長　　殿住所氏名又は名称代表者の氏名ＴＥＬＦＡＸ人の運送をする内航不定期航路事業変更届出書下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業の届出事項を変更したいので、海上運送法第２０条第２項及び同法施行規則第２２条の３の規定により届出します。記１．住所及び氏名住　　　　所氏名又は名称代表者の氏名２．変更しようとする事項　（変更部分の新旧を明示すること）３．変更の予定期日令和　　年　　月　　日　４．変更を必要とする理由 |

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日中国運輸局長　　殿住所氏名又は名称代表者の氏名ＴＥＬ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ＦＡＸ人の運送をする内航不定期航路事業廃止届出書下記のとおり事業を廃止したので、海上運送法第２０条第３項及び同法施行規則第２３条の規定により届出します。記１．住所及び氏名 住　　　　所 氏名又は名称 代表者の氏名２．廃止した事業の概要３．事業廃止の年月日　　 |